

第一編

- 一 地方自治要綱
- 二 地方自治の組織
- 三 地方自治の維持し得る地方の運動方針

第二編 府縣自治行政

- 第一項 府縣政党内閣に対する関係政策
- 第二項 府縣の建設政策
- 第三項 府縣の財政政策
- 第四項 府縣の労働政策

第三編 地方政策

FEDCBA 一般的政策
 行政手続
 財政手続
 社会建設
 自治体職員

7

(1) 本編の目的は、地方自治の発展を促進し、地方自治の効果を高めることにある。地方自治の発展は、地方自治の効果を高めることにある。地方自治の効果を高めることにある。地方自治の効果を高めることにある。

(2) 地方自治の発展は、地方自治の効果を高めることにある。地方自治の効果を高めることにある。地方自治の効果を高めることにある。地方自治の効果を高めることにある。

地方自治の発展は、地方自治の効果を高めることにある。

有縣議戦への宣言

未曾有の恐慌裡に、有縣議戦は正に展開せられんとしてある。

生活窮乏下喘ぐ労働者、農民、無産市民は、あらゆる不平と、不満と、反逆とに燃えて、資本主義打倒の闘争へと駆り立てられつつある。

全大衆に、投げ出すべき切り牌は、もはや民政党内閣に一枚も無い。安達式警察政治が、残された唯一の武器だ。空虚なる産業政策を説く政友会の白日の夢は、民衆の熱意の審判の前で、何を残すであらうか？

資本主義打倒の熱意の審判の前で、何を残すであらうか？